

宿泊約款

第1条（適用範囲）

1.御宿 fuku が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 御宿 fuku が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

3.御宿 fuku のホームページ以外の各種予約ウェブサイトからの申し込みに関しても、この約款に従うものとします。

第2条（宿泊契約の申込み）

1.御宿 fuku に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を御宿 fuku に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者の住所、氏名、電話番号、性別、国籍
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（別表第1の基本宿泊料による。）
- (4) その他御宿 fuku が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、御宿 fuku は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

1.宿泊契約は、御宿 fuku が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、御宿 fuku が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第4条（宿泊契約締結の拒否）

1.御宿 fuku は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反す

る行為をするおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(5) 宿泊しようとする者が、近隣住民に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(6) 宿泊しようとする者が、同伴者含め18歳未満であるとき。

(7) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

(8) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(10) 法令・条例に該当するとき。

第5条 (宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は、御宿 fuku に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 御宿 fuku は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(御宿 fuku が申込金の支払期日を指定した場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

3. 御宿 fuku は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第6条 (御宿 fuku の契約解除権)

1. 御宿 fuku は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

・ 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

・ 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

- ・ 宿泊客が近隣住民に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- ・ 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- ・ 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- ・ 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- ・ 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他御宿 fuku が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- ・ 宿泊客が泥酔の状態と認められるとき。

2. 御宿 fuku が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第7条（宿泊の登録）

1. 宿泊客は、宿泊日当日、御宿 fuku のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、連絡先、住所、職業、及び年齢
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) その他御宿 fuku が必要と認める事項

第8条（客室の使用時間）

宿泊客が御宿 fuku の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

第9条(利用規則の遵守)

1. 宿泊客は、御宿 fuku 内においては、御宿 fuku が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第10条（料金の支払い）

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は御宿 fuku が認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊予約の際、行っていただきます。又は御宿 fuku が請求した時に

必要に応じた方法で行っていただきます。

3. 御宿 fuku が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 11 条 （寄託物等の取扱い）

1. 宿泊客が、御宿 fuku にお持込になった物品及び現金並びに貴重品に関して、御宿 fuku の故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても責任を負いかねます。

第 12 条 （宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って御宿 fuku に到着した場合は、その到着前に御宿 fuku が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡し、又は宿泊する客室に入れるものとします。但し、貴重品の保管は受けません。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ゲストハウスに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、御宿 fuku は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後破棄します。

第 13 条 （宿泊客の責任）

1. 宿泊客の故意又は過失により御宿 fuku が損害を被ったときは、当該宿泊客は御宿 fuku に対し、その損害を賠償していただきます。但し過失による損害は旅館賠償責任保険の適用範囲内であれば、その保証を適用します。

第 14 条 （駐車場の責任）

1. 御宿 fuku 駐車場内における車両、その付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損については一切責任を負いません。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第10条第1項関係)

内訳

宿泊客が支払うべき総額

宿泊料金

①基本宿泊料(室料)

追加人数料金

②追加飲食・BBQ等

③追加アクティビティ(体験プログラム)

税金

④消費税

別表第2 違約金(第5条第2項)

不泊 100%

当日・前日 100%

2・3日前 50%

4～7日前 20%

8～14日前 0%

(注)

- 1.「%」は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 2.契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず全日分の違約金を収受します。
- 3.宿泊人数の一部の契約解除(減員)についても所定の違約金を申し受けます。